

暁光会ひかり学園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人暁光会
所 在 地	大阪市西成区北津守4丁目4番35号
電 話 番 号	06-6562-0095
代表者氏名	理事長 安東 寛泰

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	暁光会ひかり学園
施設の所在地	大阪市西成区北津守4丁目4番35号
連絡先	電話番号06-6562-0095 FAX06-6562-0141
管理者	園長 山口 幸子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0歳児 15人 1歳児 19人 2歳児 24人 3歳児 25人 4歳児 25人 5歳児 25人
利用定員	満3歳以上の児童 42人 満1歳以上満3歳未満の児童 39人 満1歳未満の児童 9人
開設年月日	昭和35年 4月 1日
事業所番号	2710051005306
ホームページ	www.g-hikari.or.jp

3 施設の目的・運営方針

ひかり学園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		1517.98 m ²
園舎	構造	耐火鉄骨造 2階建
	延べ面積	915.51 m ²
園庭		地上園庭 645.80 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	
ほふく室	1室	
保育室	4室	うさぎ組（満2歳児クラス）、さくら・すみれグループ（3.4.5歳異年齢クラス 各1室） ひまわり（1室）
遊戯室（ホール）	1室	
ランチルーム	1室	
絵本部屋	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	医務コーナ
談話室	1室	

5 提供する保育等の内容

「当園」は、保育所保育指針を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 育児担当制

0.1.2歳児は、信頼・愛着関係を深めるため育児の部分には、決まった人が関わる育児担当制をとり、3.4.5歳児は、様々な人間関係や、かわり方を学び社会性が身につくよう、また、子どもの学びである遊びが伝承され豊かになるよう、異年齢混合クラスで過ごしています。

(3) 地域交流活動

保育園の園庭であそんだりします。また、地域の施設との交流もあります。

(4) 子育て支援

月曜日～金曜日 午前10時～11時 園庭開放

毎週金曜日 絵本貸出し その他 子育て相談や、地域貢献事業

(5) 特別支援保育事業の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育事業を行っています。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）令和6年4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務を統括し、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、保育内容について保育士を統括し、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育に従事し、保育業務計画の立案、実施、記録及び保育環境の整備 保護者との連絡調整等を行う。	15	11	4	
調理員	給食業務に従事する。	3	2	1	栄養士と兼務

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）のうち7時間30分
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）のうち7時間30分
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）のうち7時間30分
栄養士	正規の勤務時間帯（7：30～16：30）のうち7時間30分
調理員	正規の勤務時間帯（8：30～15：30）のうち7時間30分

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

3月の卒園式は、5歳児が出席、0・1・2・3・4歳児は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保

育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児		10時30頃	15時頃	個々に応じた時間
1歳児		11時頃	15時頃	個々に応じた時間
2歳児		11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応 食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等による配慮食の提供については、医師の「生活管理指導表」が必要となり

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	2	2		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ちあうことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科、小児科

医療機関の名称	西成民主診療所
医院長名又は医師名	大里 光伸
所在地	大阪市西成区松2丁目1-7
電話番号	06-6659-1010

- (2) 歯科

医療機関の名称	清水 歯科
医院長名又は医師名	清水 永守
所在地	大阪市西成区南津守4丁目2-15
電話番号	06-6656-4618

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 山口幸子 谷口 和香奈 ・ご利用時間 9:00～ 17:00 ・電話番号 06-6562-0095 F A X 06-6562-0141 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
第三者委員	石川 佳子	電話番号 06-6633-7621
		民生委員
	梅村 登志和	電話番号 06-6561-4832
		町会役員代表 ・地域防災リーダー

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター 災害保険
保険の内容	医療保険
保険金額	210 円

他、賠償責任保険 AIU・私保連事故対策共済（園負担）

※詳しくは、別途配布する「生活のしおり」を御確認ください。

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	5人	9人	5人
1歳児	16人	11人	19人
2歳児	21人	20人	14人
3歳児	9人	23人	18人
4歳児	18人	13人	23人
5歳児	17人	17人	13人

21 自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
自己評価の実施状況	31年度実施	WAMNETで公開

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食費	3, 4, 5 歳児の主食提供に係る実費負担	月額 1,100 円
副食費	3, 4, 5 歳児の副食費提供に係る実費負担	月額 4,800 円
保護者会費	保護者会活動（夏祭り・運動会おみやげ等）	月額 500 円（保護者会管理）
被服費	帽子等個人もちの物品にかかる実費負担	入園時（幼児 1,000 円程度） （乳児 8,600 円程度）
教材費	個人負担の教材などに係る実費負担	入園時（幼児 2,000 円程度）

月額合計 0～2 歳児 500 円 3～5 歳児 6,400 円

※被服費・教材費の詳細は別添 1 新入園児新学期用品に記載

2 時間外保育に係る利用者負担

①標準時間認定の場合

延長時間	標準利用料（月額）	第 2 階層（その他）世帯標準利用料（月額）
18：00～19：00	2,900 円	1,000 円

日額利用の場合 30 分ごとに 150 円（但し月 5 回以上利用の場合は延長保育月額利用の申し込みが必要です）

②短時間認定の場合

延長時間	標準利用料（日額）
7：00～8：00	1 時間 300 円（30 分 150 円）
16：00～16：30	150 円（以降 30 分ごとに 150 円追加）

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、納入袋に押印しお返しいたします。